

公益財団法人全国高等学校体育連盟
少林寺拳法専門部規約

2016年4月1日改定施行

公益財団法人全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部

公益財団法人全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部規約

〔2016年4月1日改正施行〕

第1章 総 則

(趣旨)

- 第1条 本規約は、公益財団法人全国高等学校体育連盟の専門部たる本専門部の基本規範として、本専門部が定めるものである。
- 2 本規約は、公益財団法人全国高等学校体育連盟が本専門部の加盟申請を許可してその会員名簿に本専門部を登録した時点で、発効する。

(名称)

- 第2条 本専門部は、「公益財団法人全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部」と称して、「全国高体連少林寺拳法専門部」と略称する。

(事務局)

- 第3条 本専門部は、事務局を事務局長の所属高等学校内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

- 第4条 本専門部は、全国高等学校の少林寺拳法の健全な発展を図ることを目的とする。

(事業)

- 第5条 本専門部は、前条目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 高等学校の少林寺拳法に関する基本方針並びに方策の確立
 - (2) 全国高等学校総合体育大会少林寺拳法競技大会の開催
 - (3) 全国高等学校少林寺拳法選抜大会の開催
 - (4) 高等学校少林寺拳法に関する調査研究
 - (5) 高等学校少林寺拳法の競技力向上促進
 - (6) 高等学校少林寺拳法の国際交流の振興
 - (7) 一般財団法人少林寺拳法連盟との連絡、調整
 - (8) その他、本専門部の目的達成に必要な事項

第3章 構成員

(加盟団体)

第6条 本専門部は、以下の団体（加盟団体）で構成する。

- (1) 都道府県高等学校体育連盟少林寺拳法専門部及びその各専門部に加盟している学校をもって組織する。
- (2) 加盟団体（都道府県専門部）は、都道府県高等学校体育連盟に加盟していること。
- (3) 加盟団体は、各都道府県高等学校体育連盟専門部に加盟、一般財団法人少林寺拳法連盟への登録、許可を得ていること。

(加盟団体の基本的責務)

第7条 加盟団体は、本専門部の目的及び事業をよく理解し、その達成のために活動・協力するとともに、本専門部の名誉とその加盟団体としての品位を保たなければならない。

- 2 加盟団体は、本専門部の各種規則・指示通達等に従わなければならない。本専門部から当該加盟団体の少林寺拳法及びそれに関する活動について、説明や資料提示を求められたときには、これに応じなければならない。
- 3 加盟団体は、本専門部が加盟している公益財団法人全国高等学校体育連盟から、少林寺拳法及びそれに関連する活動について説明や資料提示を求められたときも、これに応じなければならない。
- 4 加盟団体は、本専門部組織の人間関係を他の目的のために濫用してはならない。

(加盟)

第8条 第6条に規定する団体は、所管連盟の承認を得て、加盟することができる。

- 2 本専門部は、加盟を許可する団体を会員名簿に登録する。

(登録有効期限)

第9条 加盟登録の有効期限は、登録後の最初に到来する3月31日までとする。

(登録更新)

第10条 登録を希望する加盟団体は、別に定めるところに従い、期限までに更新手続きをとらなければならない。

- 2 期限までに更新手続きをしない加盟団体は、期限経過後は加盟団体としての権限を停止される。
- 3 本専門部は、期限経過後180日を経ても更新手続き（所管組織の手続きも含め）をしない加盟団体を脱退したものとみなすことができる。

(規約)

第11条 都道府県高等学校体育連盟少林寺拳法専門部は、加盟に際して、規約を定めなければならない。

- 2 第6条に規定する都道府県高等学校体育連盟少林寺拳法専門部は、規約を制定し

又は改正しようとするときは、本専門部の承認を得なければならない。

(脱退)

第12条 加盟団体は、本専門部に届け出て、本専門部常任委員会の議決を経て本専門部から脱退することができる。本専門部は、加盟団体が適切に廃止、引き継ぎを終えるまでの間、または加盟団体の脱退事由が不当と判断した場合は、脱退を承認しないことができる。

(加盟団体たる位置の喪失)

第13条 加盟団体が次の各号に該当するときは、会員名簿の登録を抹消され、加盟団体たる地位を失う。

- (1) 脱退したとき
- (2) 団体を廃止したときまたは団体構成員がいなくなったとき
- (3) 本専門部から除名処分を受けたとき
- (4) 第6条に規定する団体としての地位を喪失したとき

2 加盟団体は、加盟団体たる地位を喪失した後は、「少林寺拳法」及びこれに類似する名称を使用してはならない。また、少林寺拳法を修練・教育する団体としての性格を保有してはならない。

(禁止事項)

第14条 加盟団体は、以下の行為をしてはならない。

- (1) 加盟団体としての活動の範囲を超えて、少林寺拳法の名称・商標を本専門部の許可なく使用すること
- (2) 加盟団体としての活動の範囲内において、少林寺拳法の名称・商標を使用するに当たり、その品位・価値を貶めること
- (3) 少林寺拳法の思想や技術に関する出版物・映像物等を、本専門部の許可なく制作・販売・配布・公開すること
- (4) 少林寺拳法の思想や技術に関する見解を、通信媒体等を通じて公表すること

(除名その他の処分・措置)

第15条 加盟団体が以下の各号に該当するときは、本専門部は、総会において構成員の3分の2以上の決議を経て、当該加盟団体を除名することができる。

- (1) 加盟団体としての活動が、本専門部の目的に反し、あるいは本専門部の目的を阻害すると認められとき
- (2) 本専門部の諸規則・指示通達、各加盟団体の規約等に則った運営・活動が行われておらず、当該加盟団体による自力改善が困難と認められるとき
- (3) 団体としての活動が1年以上行われず、あるいは、代表者がいない状態が6か月以上続くなど、加盟団体としての実態が存在しないと認められるとき

2 加盟団体に前項各号に準ずる事由その他の非違行為があるときは、本専門部は、常任委員会の決議を経て、当該加盟団体に対して、改組勧告・活動制限その他の処分を行うことができる。

- 3 加盟団体に前2項に該当する疑いが生じたときは、部長は、処分を決するまでの間、当該加盟団体に対して、加盟団体としての活動を停止させることができる。この措置は、6ヶ月以内に処分が決められず、かつ、活動停止期間延長の決定もされなかったときは、その効力失う。
- 4 加盟団体に第1項・第2項に該当する疑いが生じたときは、部長は、前項の措置をとると否とに関わらず、当該加盟団体に対して運営指導を行うことができる。

第4章 組 織

(常任委員会)

- 第16条 本専門部の会務を審議し、その実施にあたりと共に緊急事項の決議機関として、常任委員会を置く。
- 2 常任委員会は、総会に継ぐ決議機関であり、部長・副部长・委員長・副委員長・事務局長・事務局次長・常任委員・監事・顧問・事務局員を以て構成し、委員長は議長となる。
 - 3 常任委員会は、年1回以上部長がこれを招集する。但し、部長が必要と認めたとき、又は構成員の3分の1の請求があったとき、部長は随時これを招集する。
 - 4 常任委員会の決議は、別段の定めがあるほかは、出席者の過半数による。賛否両数のときは議長の決するところによる。

(総会)

- 第17条 本専門部の重要事項に関する意思決定機関として、総会を置く。
- 2 総会は、本専門部の最高決定機関とし、部長・副部长・委員長・副委員長・事務局長・事務局次長・常任委員・委員・監事・顧問・事務局員を以て構成する。
 - 3 総会は、毎年少なくとも1回、部長がこれを招集する。
 - 4 部長は、必要と認めたときは、いつでも総会を招集することができる。
 - 5 総会の構成員の3分の1以上から総会の招集の請求があったときには、部長は、その請求のあった日から20日以内に総会を招集しなければならない。部長がこれを行わなかった場合には、総会の招集を請求した構成員は、その全員の名において総会を招集することができる。
 - 6 総会の定足数は、構成員の半数以上とする。
 - 7 総会の議長は、委員長が行うものとする。
 - 8 総会の決議は、別段の定めがあるほかは、出席者の過半数による。賛否両論のときは議長の決するところによる。

(委員長)

- 第18条 本専門部には、委員長1名を置く。
- 2 委員長は、本専門部の責任者として、各種規則・指示通達に従い、本専門部の規則等に則って、本専門部を運営する。

- 3 委員長は、全国高等学校少林寺拳法連盟の理事長として選出された者が、その期間、その任務を兼任する。

(役員)

第19条 本専門部には、委員長のほかに、次の役員を置く。

- (1) 部長 定数1名 本専門部を代表し、統括する。
 - (2) 副部長 若干名 部長を補佐し、部長に事故ある時は職務を代行する。
 - (3) 副委員長 若干名 委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - (4) 事務局長 定数1名 総務、会計、渉外等の会務を行い、重要事項の事務処理、伝達を行う。
 - (5) 事務局次長 定数1名 会議録の整備、総務、会計、渉外等の会務を行う。
 - (6) 常任委員 若干名 委員長とともに常任委員会を構成し、本専門部の業務を分掌する。
 - (7) 監事 2名 会計及び事業を監査する。
 - (8) 事務局員 若干名 本専門部事務局業務の実務を行う。
- 2 委員は、都道府県高等学校体育連盟少林寺拳法専門部委員長が務める。
- 3 部長、副部長、副委員長、常任委員、事務局長、事務局次長、監事、事務局員、顧問は、委員長の指名で選任する。
- 4 委員長の任期は2ヶ年とし、3期までを原則とする。尚、他役員については、委員長が指名選任することにより、任期は設けない。
- 5 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 6 役員は、辞任又は任期満了後も、後任者が就任するまでの間、なおその業務を行う。
- 7 役員について、身心の故障のためその職務に堪えないと認められるとき、又は職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるときは、総会において当該役員を解任することができる。
- 8 本専門部には、第1項のほか、顧問の名誉役員を置くことができる。

(ブロック)

第20条 本専門部は、第4条の目的を達成するために必要な場合に、加盟団体を地域等のまとまりごとに区分して、ブロックとすることができる。

- 2 ブロックには責任者（ブロック長）1名を置く。ブロック長は、そのブロック内の委員長（都道府県専門部）又は理事長（県高校連盟）より選任する。
- 3 ブロック編成を行ったときは、ブロックの責任者（ブロック長）は、役員名簿、ブロック規約を本専門部へ提出する。
- 4 ブロックに関する詳細については、別に定める。

(専門委員会)

第21条 本専門部は、部会事業の積極的な促進を図り、遂行するため、次の専門委員会を必要に応じて設ける。

- (1) 中央審査・審判専門委員会
 - (2) 中央普及・統制専門委員会
 - (3) 中央競技力向上専門委員会
- 2 中央専門委員会の委員については、委員長が選任するものとする。その任期は2ヶ年とする。但し、再任は妨げない。
- 3 中央専門委員会に関する詳細については、別に定める。

第5章 運営・会計

(経費)

第22条 本専門部の経費は、公益財団法人全国高等学校体育連盟からの交付金、その他の団体・個人からの助成金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(団体登録)

第23条 本専門部の団体登録は、総会の決議を経て別に定める。

(会計年度)

第24条 本専門部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(会計の運用)

第25条 本専門部の会計は、本規約等に則り、厳正にこれを行う。第20条1項のブロックを編成したときは、ブロックごとに会計責任者を置くなどして、厳正にこれを行う。

(収支決算)

第26条 委員長は、毎会計年度終了後、速やかに当該年度の収支決算報告書について、監事の監査を経たうえで、総会の承認を求めなくてはならない。

- 2 本専門部は、毎会計年度終了後、速やかに前項の監査・承認を経た当該年度の収支決算報告書を、公益財団法人全国高等学校体育連盟に提出する。

第5章 補 則

(規約の変更)

第27条 本規約を変更しようとするときは、総会の議決を経たうえで、公益財団法人全国高等学校体育連盟に提出する。

(解散及び残余財産の帰属)

第28条 本専門部が解散しようとするときは、総会において構成員数の3分の2以上の決議

を経たうえ、公益財団法人全国高等学校体育連盟の承認を得なければならない。

- 2 本専門部が解散した場合における残余財産（積極財産に限る。）は、公益財団法人全国高等学校体育連盟に帰属する場合もある。

（細則）

第 29 条 本規約の実施に必要な細則は、本専門部常任委員会の議決を経て、別に定める。

- 2 本専門部規約に関連する事項について、細則及び申合せ事項をもって、規約とすることがある。

附 則

（申し立て）

本専門部への申し立てについては、総会の構成員（本専門部委員：各都道府県代表）が、本専門部常任委員会へ文書をもって行うものとする。

それ以外の申し立て等については、一切対応はしない。

（施行期日）

本規約は、2010年 4月 1日から施行する。

本規約は、2011年 4月 1日から改正施行する。

本規約は、2012年 4月 1日から改正施行する。

本規約は、2014年 4月 1日から改正施行する。

本規約は、2016年 4月 1日から改正施行する。